

## ✚ 貨物概要

下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを混合し、調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合)

にんじん	10.0%	しめじ	3.0%
ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%
えのき	5.0%	まつたけ	1.5%
きくらげ	5.0%	調味液（砂糖を含有しない）	67.0%

(1袋当たりの重量)

400グラム（気密容器入りでないもの）

用途：炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために使用する。

## ✚ 分類

関税率表第 2003.90 号－2－(2)－B（統計番号 2003.90-220）のきのこの調製品

## ✚ 分類理由

本品は、きのこ等から成る具（固形状の部分）と調味液を混合し、袋詰めしたものであり、調味液が全重量に占める割合は具より多くなっていますが、調味液は、具や米に味を付けるためのものであり、通常、調味液だけを食することを意図しているものではありません。

本品は、具を全重量の3割程度含有しており、風味は主に具により与えられていることから、これらの具に特性があると認められますので、具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）